

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2014. 3.10発行〈通巻第442号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 東日本大震災から3年 被災者側に立った復興のために
いじめメンタルヘルス労働者支援センター 千葉 茂 2
- 震災と心のケアを考えるシンポジウム開催 6
- スレート工父と息子 石綿肺死亡不認定取り消し
公害健康被害補償不服審査会 8
- それぞれのアスベスト禍 その38 古川和子 14
- 韓国からのニュース 16

2月の新聞記事から/19

表紙/石綿肺で死亡した高瀬勝利さん(左端)とご家族(本文8頁)

東日本大震災から3年 被災者側に立った復興のために

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター
千葉 茂

今年3月11日で3年がたつが、まだまだ復興半ば、原発事故も収束には程遠い状態が続いている。災害の緊急事態に対処し、その後も「復興」のための努力が続けられる中、今も携わる人たちの心のケアが重要である。支援者らに発症する「惨事ストレス」問題について、「いじめ メンタルヘルス労働者支援センター」の千葉茂氏に寄稿いただいた。全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌『安全センター情報』2013年11月号の「惨事ストレス」特集での報告後の状況と補足でもあるので、未読の方はぜひそちらも一読を。(事務局)

復興の程度は30%に満たない6割

「岩手日報」は、昨年11月12日から12月3日まで、県内80地点から20歳以上79歳以下の1200人を選挙人名簿から無作為に抽出し、県政課題など17項目について郵送によるアンケート調査を行いました。761人(男353人、女408人)が回答しました。

「震災からの県内の復興はどの程度進んだと感じるか」の質問に「10%以下」7.8%、「10～20%」24.2%、「20～30%」33.2%、「30～40%」13.0%です。30%に満たないと感じている人が6割を越えています。沿岸住民に限ると75.2%にも上ります。被災地は復興の実感がより乏しいことも浮き彫りになりました。

その中で復興事業の中心を担っているのが地元の自治体労働者と全国からの自治体から派遣されている労働者です。被災地の

自治体労働者は、被災者でもあります。しかし被災者という表明は慎んでいます。

東日本大震災は未曾有の出来事ですが、被災者への対応、復興事業の立ち遅れは小泉政権下での行政改革、構造改革などからの被害でもあります。日常的業務遂行からゆとりが奪われ、社会全体からもそうなっていました。そのつけが緊急時に回ってきました。全国の自治体にもゆとりはありません。“小さな政府”の被害者でもあります。そして東京オリンピック開催の決定は被災地から復興のための労働力を奪い、資材高騰をもたらしています。迷惑千万です。

「(心の)災害は忘れた頃にやってくる」

読売新聞は東日本大震災で被害をうけた岩手県12市町村、宮城県15市町、福島県の沿岸と東京電力福島第一原発事故で避難指示区域となった地域の15市町村の計42市町

村を対象に、早期退職者やうつ病など心の問題で1か月以上長期休職している職員数の調査結果を定期的に載せています。

震災から1年3か月経過した時点の12年6月時点では、少なくとも計384人の職員(病院職や臨時職員を除く)が早期退職しています。具体的には、福島県南相馬市(職員数約580人)では震災後から12年3月までに前年度の7倍の49人が早期退職。福島県双葉町では職員全体の1割以上に上ったといます。子どもの健康不安で引っ越したり、震災で家族の介護が必要になったことなどが理由といます。石巻市(約1,400人)も2009年度の12人に対し、震災後は倍近い21人に上っています。同僚の死を間近で体験したということもあると思われます。

2年5か月後の2013年8月までの長期休職者数についてです。

2010年度177人に対して、11年度286人、12年度254人、13年度は8月末までです。延べ人数)県別では、宮城県が461人、福島県が180人、岩手県が46人。市町村別(同)では、仙台市が207人で最も多く、次いで福島県いわき市が101人、宮城県石巻市が90人です。いわき市では13年度の5か月間で20人が休職しており、10年度の23人に近い人数となっています。

病気休職、早期退職による人員不足が悪循環に陥っています。しかも減少傾向ではなく逆に増加が予想されることを深刻に受け止めておく必要があります。

震災以降、自治体労働者は過重労働、長時間労働が続いています。これまで経験した

ことのない業務が舞い込んできました。そのような中で体調不良に陥り、病気休職や早期退職に至った労働者も増えています。

阪神大震災でも震災の約3年後から「心の病」が重症化する例が増えました。

「心の病」は業務が落ち着き始めた頃に発症します。「(心の)災害は忘れた頃にやってくる」です。

『疲れて当たり前ですよ』

被災者が被災者診おり 看護師長

泣きたいけれど 今泣けません

(2011. 5. 2 『朝日歌壇』)

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、神戸市では市職員は15人亡くなりました。家族の損壊を含めて被災した職員数は全職員の41.9%にのぼります。しかし職員の出勤率は18日約6割、19日7割、21日約8割、25日約9割だったといます。驚くべき出勤率です。しかも泊まり込み休日なしの連続勤務です。自己を省みない献身性です。業務自体が日常性を失っています。

阪神淡路大震災の時、神戸大学附属病院の精神科医だった安克昌さんは著書『心の傷を癒すということ』(角川ソフィア文庫)に体験を書いています。

「私が手伝ったのは兵庫保健所の精神科救護所だった。たいてい保健所というものは、区役所に併設されている。その区役所の有り様を見て、私は驚いた。いろいろな相談に訪れ、救援物資を求める大勢のひとたちが、

厩舎を雑踏に変えていた。睡眠不足で目が赤く、疲れた表情の職員が、忙しく動きまわっていた。少々殺気立った大声も聞かれた。こんな騒然とした役所のありさまを、私ははじめて見た。

案の定、区役所の若い男性職員が、こっそりと救護所に相談に来た。

『こんなところにいるの見つかったら、さぼっていると怒られますわ』

そう言って彼は腰痛と疲労感を訴えた。顔色が悪く、疲れて愛想笑いもできないようだった。聞けば、震災後ずっと役所に泊り込んで、着の身着のままですべて仕事をしているという。区役所の人も住民もいららして、少しでも休んでいると叱られる、とも言った。

『疲れて当たり前ですよ』と私が言うと、そうですね、そうですね、と安心したように彼は頷いた。湿布を貼って、苦労をねぎらうと、しばらくしてほっとしたように帰って行った。

彼は、救援者であると同時に被災者です。しかし阪神淡路大震災では自治体職員の“心のケア”について問題にされることはほとんどありませんでした。「隠れた被災者」です。

ですから活かされる教訓があまり残されていません。(消防庁では教訓が活かされました！)

自治体の任務は被災者の “管理” “監視”

震災が発生した後の救援体制は、日本は

他とは違います。赤十字組織などを通じた幅広いものではなく、自治体の統制下で進めます。

阪神淡路大震災において神戸市は閉鎖的でした。全国からボランティアが駆け付け、横の連携を広げるネットワークが作られ始めましたが3月31日をもって受け入れを拒否しました。民間に仕切られたくない、混雑させられたくないという姿勢です。国と一緒に縦の管理を強めました。残ったのは、自治体関係者以外は自衛隊、民間ではガス会社などだけでした。年内いっぱい滞在した自衛隊は世界一暇な軍隊です。(アメリカでは本来の任務でない災害などへの出動は最長でも2週間です。)

閉鎖された中で被災者への自治体職員の任務は“管理”“監視”です。ですから仮設住宅の設置・運営、復興に向けての街づくりも箱物行政で、コミュニティーは問題にされませんでした。

あるボランティアがこの状況を見て、帰る時に避難所の代表に「このままいたら殺されるよ」と助言しました。その避難所はその後、市に対する積極的な要請行動を始めました。市にとってボランティアは本当に“迷惑”な存在でした。

この構造は東日本大震災においても基本的に続いています。国とその末端管理機構の自治体と、管理される被災住民の関係が存在しています。しかも省庁の縦割り行政がそのまま貫徹しています。復興庁は調整も役割も果たせていません。そうすると被災者の制度を越えた要求や新たな問題で縦割り行政から外れる問題についてはどこも

//////
権限がなかったりして対応できず宙に浮く
こともあります。切実な問題についての怒
りは自治体窓口職員に向けられます。そこ
しかないからです。被災者と、献身性を抱い
て限界ぎりぎりまで頑張っていると自治体労働
者の思いは、お互いの無理解の中でぶつ
かってしまいます。

本当は、行政窓口を持ち込まれた切実な
問題は、自治体職員が取り上げて関係機関
に問題提起して解決に向かうことが必要で
す。被災者でもある自治体労働者がその役
割を果たさなければなりません。

復興とはお互いに尊重され、 希望を共有し合える社会を創り上げること

頑張れの 声が重荷に なるときは

休んでいいよ だれも責めない

(2011. 5. 9 『朝日歌壇』)

被災者でもある自治体労働者は、体験し
た恐怖や被害状況、不安や怒りなどを誰か
と共有し、みな同じ思いでいることを理解
する必要があります。「心身の不調は、災害
という異常な事態への正常な反応」です。

労働者は、多忙な中では自分の体調不良
に気が付かないこともあります。お互いが
理解し合う職場環境が必要です。体調不良
者をなくすことはできませんが減らすこと
はできます。

ストレスは個人で処理できるものではあ
りません。

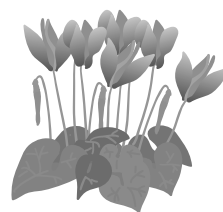
体調不良に陥る原因に長期にわたる過重
労働、長時間労働があげられています。しか

も「先が見えない仕事が多くつらい」、「いく
ら働いても仕事が終わらない」状況があり
ます。完成期日は指定されても手順の予測
がつかないこともあります。

人手不足だからといって長時間労働や過
重労働は危険です。職員にはゆとりと休養
を保証しなければなりません。先が見えな
い状況は達成感が見えません。管理監督者
は業務の進捗状況を報告し到達点を確認し、
納得と満足を保証することが必要です。

大きな災害体験を乗り越えようとして頑
張っている被災者の復興支援に関与しなが
ら、減らす努力を怠った結果、新たな被災
者・二次被害が生み出されるとしたら真の
復興と呼べません。

“震災に負けない”ということは、復興に
たずさわったすべての関係者が大切にされ、
被災者も救済者も支援者も遠くから思いを
寄せた人たちも、お互いに尊重され、希望を
共有し合える社会を創り上げていくことで
す。



震災と心のケアを考えるシンポジウム開催

3月9日(日)、神戸で「阪神・淡路から20年 東北へのメッセージ 震災と心のケアを考えるシンポジウム」が開催された。ひょうご労働安全衛生センターなどによる実行委員会が主催した。震災から3年がたったが、まだまだ心のケアの必要な被災者や支援者の現状について報告がされた。

基調報告は兵庫教育大学教授の岩井圭司医師。「復興期の心のケア - 阪神・淡路の“苦いカルテ”を活かす-」と題して阪神・淡路大震災後に心のケアに取り組んだ経験から、時期に合わせた援助の重要性について報告した。演題の“苦いカルテ”とは治療がうまくいかなかった患者さんのカルテをさす言葉で、つまり失敗の経験を活かそう、ということだ。災害直後は災害体験へのトラウマの予防などが重要であるが、時間の経過に伴い避難所生活や先行きへの不安などのストレス緩和ケアや、バーンアウト対策が必要となっていくこと、遅発したPTSDの見落としの事例などをあげて、ケアから「こぼれがち」な人があることなど注意を喚起した。

その後のパネルディスカッションでは、実際に復興に携わる自治体職員から現状報告と問題提議があった。石巻市の出身でもあるいじめメンタルヘルス労働者支援センターの千葉茂さんがコーディネーターとな



岩井圭司医師

り進行を行った。岩手県職員労働組合の及川隆浩さんは岩手県の被害状況の資料も示し業務量が膨大になった職員の労働時間の問題、メンタルヘルス対策に取り組んでいることを報告した。兵庫県神戸町から宮城県山元町へ応援で派遣されている職員の平岡民雄さんも、実際に働く職場でメンタル不調の休職者がいて人員不足が続く状況について話した。阪神・淡路大震災で勤務する役所が被災し、職員として遺体安置のための搬送まで行い、忙殺される中、市民からの苦情対応もしなければならなかったと三木平さんは語った。最後のパネリストは神戸新聞の長沼隆之さんで被災地で取材する報

道関係者の心のケアについて学習会をした直後に東北の震災があり、被災地の新聞社などにアドバイスしたことや、昨年、宝塚市から岩手県大槌町に派遣された職員が自死した事件をきっかけに神戸新聞に応援職員の実態にせまった連載記事を企画したことを報告した。

今回語られた長時間労働、心のケアの他にも復興に携わる労働者の課題はたくさんあるが、労働安全衛生問題に取り組む労組、



パネルディスカッションの様子

安全衛生センターなどが、今回のシンポジウムで現状・問題意識を共有でき、有意義な集会だった。

メンタルヘルスの労働相談



メンタルヘルス・ケア研究会 著

職場いじめ、パワハラ、セクハラ、うつ、自殺願望の労働相談が急増している。その背景には、リストラや倒産、サービス残業などの長時間労働、成果主義賃金などさまざまな要因が絡み合っている。個人的に起こっている問題は会社の、社会的な問題なのだ。

本書は、SOS を発している相談者に寄り添い、相談を受ける側の心構え、相談の仕方、会社との交渉、労災申請、会社の協力の下での職場復帰プロセス、アフターケアなどを具体的に分かりやすく解説。メンタルヘルス・ケアの労働相談マニュアルの決定版であるとともに、相談当事者・関係者必携の書！(2011.7)

緑風出版 四六判上製 / 244 頁 / 1800 円

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 2013 年 11 月号は「惨事ストレス対策」特集 ● 一部 800 円
- 申し込み : Tel03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
- E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://joshrc.info/

スレート工 父と息子 石綿肺死亡不認定取り消し

公害健康被害補償不服審査会

労災補償の対象とならない事業主・一人親方や環境ばく露、家族ばく露によるアスベスト被害について石綿健康被害救済法に基づく救済認定を行う環境再生保全機構に対して、石綿スレート工事職人の高瀬勝利さんとその父の2件について、家族が「石綿肺による死亡」としての認定申請したところいずれも不認定とされた。これを不服として公害健康被害補償不服審査会（会長・榊井成夫）に対して審査請求し、2件ともが相次いで不認定処分を取り消されるという異例の裁決が行われた。

審査会は裁決書の中で「処分庁（環境再生保全機構）側の「石綿肺」の審査は、あるべき姿から乖離している。高瀬親子の事案を重く受け止め、早急に、審査のあり方を抜本的に改めなければならない」と厳しく指摘した。

石綿肺については、「著しい呼吸機能障害を伴う」という最重症のものだけを救済対象とするとの条件つきながら、2010年7月から救済対象指定疾病となった。指定疾病のうち石綿肺の認定率が最も低い中、不認定となり審査請求に及んだ件数は11件で、うち取り下げ1件を除き、3件について裁

決され2件取消、1件棄却。残りの7件は審査中だ。

この最初の取消2件が今回の高瀬親子だった。

今回の裁決を踏まえて、石綿肺の審査のあり方を抜本的に改めるのか否か、保全機構と救済法を所管する環境省の今後の対応が注目されるが、マスコミの取材に対して、環境省は「改めるところはない」とコメントしていると伝えられている。

水俣病問題で環境省は、最高裁判決が出ても認定基準を変更しようとししない。担当官僚は人事において厚労省と環境省を行ったり来たりしている。公害も労災も根っこは同じだ。

いずれにしろ環境省には直接、話を聞かなければならないと考えている。

家業を継いで

息子の高瀬勝利さんは高校を卒業した1983年春から家業であるスレート工事に就き、父が死亡した91年からは家業を継ぎ、99年まで続けた。高校卒業以前にも現場の手伝いをしたことがあった。

その後も建築業に従事し08年までの合計約25年間（うちスレート工事約16年間）にわたり職業としてアスベストばく露作業を行った。

08年11月頃から胸の異常をおぼえ受診したところ間質性肺炎などの診断を受けた。

このころ、当時の福島豊衆院議員（公明党）事務所を通じて安全センターに相談に来られた。

お話を聞くと、労働者としての粉じん職歴があったので、じん肺法にのっとって大阪労働局に対してじん肺管理区分申請をした。

そして「じん肺管理区分管理3口＋続発性気管支炎要療養」との判定を受けた。

これをもとに労災請求したが、労働者期間が事業主期間よりも明らかに短いために労災認定を受けられなかった。勝利さんは一人親方の父の家業を継いで、同じ就労形態が長く、労災保険の特別加入をしていなかったのだ。

父と子、救済法申請

労災補償の対象となる見込みが当面なくなった勝利さんは、10年7月から石綿救済法において「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」が救済対象（指定疾病）となったので、10年12月保全機構に対して救済認定を申請した。

ところで、勝利さんからは相談当初「実は父親の家業を継いだ。父親も同じような病気で亡くなっている」という身の上話を聞いていた。

父親が死亡したのは91年3月。58歳という若さだった。

間質性肺炎と言われた。強い疑念をもった勝利さんは、親族中の反対をひとりで押し切って、父親の病理解剖に同意した。

当時の主治医だった淀川キリスト教病院に問い合わせると、レントゲン画像は廃棄されていたが、幸い、カルテと病理解剖記録、病理標本が保存されていた。

しかし、父親が労災補償の対象にならない一人親方であることが明確であり、なおかつ、当時、石綿肺が石綿救済法の対象ではなかったために、病院記録の確認にとどまらざるを得ず、救済の道は閉ざされていた。

ところが、10年7月からは石綿救済法の指定疾病となり、父親の死亡については救済対象となる可能性が出たため、法施行を待ちかねて、10年8月、勝利さんの母親を請求人として保全機構に救済認定を申請していたのだった。

なんでや！

しかし、父子2件の救済認定申請に対して保全機構は、父親については11年2月、勝利さんについては11年10月に相次いで不認定とした。

勝利さんは、自身の労災認定が拒否されたことに大変憤慨していたのだが、父親までもが「アスベストが原因ではない」という趣旨で不認定となったことに大きな衝撃を受けた。

「なんでや！こんなアホはことがあるか！」

父親の不認定通知を知ってから3ヶ月後

の11年5月22日、アスベスト被害をもたらした企業やアスベスト被害を拡大させながら救済を認めない国への怒りを残しながら勝利さんは亡くなった。

08年に勝利さんから相談を受けたころは、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を先頭に、救済法の指定疾病に石綿肺などを追加し、給付水準を労災並みにするべきだ、という運動を進めていた時期にあたる。

高瀬さんのような事案を具体的事例としてあげて、石綿肺を指定疾病に入れるべきだと訴えた。

ところが、その高瀬さん親子の件をいざ申請すると不認定ということになり、安全センターとしてもたいへん驚いたのだった。

「石綿救済法は、環境省は、いったいどうなってるのか?!」

審査会、怒る

当然、2件とも不服審査請求を行った。

家族は結果をただ待つしかなかったし、事ここに及んで、新たな主張、立証の方法もなく、正直、結果への期待を抱くことはできなかった。

ところが、13年3月29日付けで、父親の件での不認定取消の裁決書が送られてきた。

「処分を取り消す」

主文はたった一行だが、39頁の裁決書には、審査会の怒りともとれる論述が諄々と綴られていた。

そして、その結論の部分。

「・・・本件施行前死亡者、高瀬〇〇氏（注：勝利さんの父親）が、著しい呼吸機能障害を

伴う石綿肺に起因して死亡したことは明白である。処分庁側が、「石綿肺」の病名の記載がないとして、石綿肺の病態を示す診療録等の貴重な医学的資料の検討を怠ったことは、極めて不適切である。

したがって、処分庁が行った不認定の原処分は、その審査の過程及び結論において、重大な誤りがあり破棄することが相当であり、これを取り消す。」

父親の件について機構は、医療記録や病理組織標本の検討から「診療録の記載から石綿肺を示す所見が認められない。病理学的資料から石綿肺を示唆する所見が認められない。」として不認定としていた。

これに対して審査会は、「スレート職人として石綿の大量ばく露があり、びまん性の肺線維症があり、著しい肺機能障害があり、病理組織標本も石綿肺であることを支持している」として不認定を取り消したのだった。

この父親の取消裁決は、石綿肺の不認定事案では最初のものであった。

そのあまりの「不適切さ」に対して、裁決書はこう述べた。

「・・・一方で、本件の係わる石綿肺等が指定疾病となり、施行されたのは平成22年7月1日からであり、これに伴い中環審の石綿健康被害判定部会に、石綿肺等審査分科会が新設された。本件は、その第2回審査分科会で審議されている。当審査会は、新設の指定疾病に対する審査の過程が極めて不適切であったと判断するものである。処分庁側には、今回を契機に、新たな追加の指定疾病の石綿肺等の審査のあり様について真摯

な見直しが求められる。」

高瀬親子こそ

この父親の件の裁決内容に一筋の光明を見たので、当センターは審査会に宛てて、この裁決書とともに勝利さんの労災請求を拒否した労働保険審査会の裁決書を、勝利さんの審査請求における証拠資料として提出した。

ところが、これに呼応するかのように、審査会から労働保険審査会における審査資料一式の提出を求める旨の連絡があったので、当該資料を急ぎ提出した。

こうして、わずかに見えた可能性を頼りに裁決を待っていたところ、13年10月、勝利さんの件での不認定取消を認める裁決書が届いた。

父親の取消裁決から半年後のことだった。

上述のように審査会は父親の裁決書において、実質的に認定審査を行った「中央環境審議会石綿健康被害判定部会石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審査分科会」の審査のやり方に厳しい批判を行った。

勝利さんの裁決書では、審査のあり方についてさらに厳しい調子で批判が行われた。

裁決書の一節。

「(2)本救済法が求めるものは何か

以上述べたとおり、本件の認定申請者が、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」に罹患し、それに起因して死亡したことは明白である。これほど典型的な「石綿肺」の事実を、処分庁側が見落とし、不認定と決定した責任は極めて重い。

本件には、通常の事案とは異なる特別な経緯があった。

認定申請者の父、高瀬〇〇氏について、当審査会に平成25年3月29日付けで、石綿スレート工事に30数年従事したことにより、「著しい呼吸機能障害を伴った石綿肺」に起因して死亡したことは明白として、不認定を取り消す裁決を行った。父の時代は、石綿の需要が急拡大した高度経済成長期で、功労ある石綿スレート施工技能者として、石綿スレート協会から表彰されている。

一方、息子の本件認定申請者の高瀬勝利氏は、一人親方の父と全く同一の石綿スレート工事現場で少なくとも8年間、一緒に働き、父の死後は家業を継ぎ、多くは一人親方として約17年間、石綿関連作業に携わった。これはまさしく、戦後の経済成長の影というべきアスベスト被災の父子の歴史である。

本救済法に指定疾病の「石綿肺」が新たに追加された主な目的は、労災補償保険法の対象の枠外とされ、石綿被害の救済から抜け落ちる一人親方のような存在を、いかに幅広く救済するかにあったはずである。

処分庁がいずれも「不認定」とした高瀬親子こそ、すなわち、施行前死亡者の父と本件認定申請者の息子は、法の求める救済対象そのものであった。父の場合は、提出された診療録のなかに石綿肺の病態を示す詳細な記載が存在したにもかかわらず、処分庁側は「石綿肺」との具体的な病名の記載がないとして、診療録の真摯な検討を怠り、不認定としたものであった。息子の場合は、基本指針の留意事項の趣旨にも背反する杜撰な審

//////
査のために不認定に至ったものであった。

処分庁側の「石綿肺」の審査は、あるべき姿から乖離している。高瀬父子の事案を重く受けとめ、早急に、審査のあり方を抜本的に改めなければならない。」

通常、個別の行政処分の不服審査においては個別処分の適否が判断されるにとどまることがほとんどだが、ここまで、審査のあり方を改める、というまでの書きぶりは、当安全センターでは接したことはない。

審査会の非常に強い意志と危機感を感じる。

裁決書が指摘する石綿肺の医学的判定とその留意事項の要点は、

- 1) 石綿肺における医学的判定においては、大量の石綿ばく露の確認が極めて重要である
- 2) 石綿肺は大量の石綿ばく露が確認される者における、びまん性間質性肺炎・肺線維症である
- 3) 石綿肺の医学的判定においては、基本的に病理学的所見は問わない、と解される
- 4) 石綿小体数は、基準値に達しないことを安易に否定する材料としてはならない
- 5) 胸膜プラークの不存在を安易に石綿ばく露を否定する材料にしてはならないということであった。

勝利さんの不認定は、1) 2) が認められるにもかかわらず、3) 4) 5) を否定材料に使ってなされた。

(裁決書では、3) についても保全機構の診断は問題があると指摘されている)

石綿肺については、病理診断においては「鑑別できる特異的所見がない」ということがあり、「大量の石綿ばく露の確認」が極めて重要である、にもかかわらず、機構の認定においては、中皮腫や肺がんの判定において病理診断、医学所見のみが判定要件とされていることが漫然と踏襲され、そのやり方が石綿肺の認定に持ち込まれている。その結果、こうした不適切な不認定をしまった、というのだった。

勝利さんの裁決書の結論。

「高瀬勝利氏が、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」に起因して死亡したことは明白である。処分庁側が、医学的判定の指針たる、新指定疾病の「石綿肺」についての留意事項の趣旨を逸脱し、不認定の決定を導いたことは、極めて不適切である。」

と言い切った。

あるべき救済を！

機構の公表資料(平成26年1月末現在)における、救済法の指定疾病である中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著

| | 認定 | 不認定 | 取り下げ | 計 | 認定/(認定+不認定) *100 |
|----------|------|------|------|------|------------------|
| 中皮腫 | 7991 | 678 | 797 | 9466 | 92.2% |
| 肺がん | 1196 | 1061 | 446 | 2703 | 53.0 |
| 石綿肺 | 56 | 122 | 19 | 197 | 31.5 |
| びまん性胸膜肥厚 | 57 | 98 | 9 | 164 | 36.8 |

しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定・不認定件数累計は12頁下の表のようになっている。

こうした石綿肺の認定率の低さには今回のような「極めて不適切な審査のあり方」が関与している可能性がある。

そしてまた、肺がんの認定率の低さには、石綿ばく露歴を考慮しない、医学所見偏重の判定条件が関与している可能性が大きい。

環境保全機構の救済法認定については、大きな問題があると考えられる。

改善を迫っていかねなければならぬ。

「石綿肺」逆転救済認定

大阪市鶴見区の高瀬勝利さん（死亡時45歳）と父親（同58歳）が家業でアスベスト（石綿）を大量に吸ってじん肺の一種「石綿肺」にかかったとして、遺族が求めた救済申請が不認定とされたが、公費健康被害補償不服審査会の裁決によって2人は逆転で認定された。高瀬さんの妻久美子さん（48）は13日、記者会見し、「もっと救われるべき患者がいるはず。あきらめないで下さい」と訴えた。

【大島秀利】

「患者ももっといるはず」

死亡の高瀬さん遺族

じん肺は石綿健康被害救済法環境省所管の対象疾患では認定率が31%と最も低い。不服審査会は、2人の不認定の根拠となった環境省の医学的判定を「構造的な欠陥がある」と見直しを求めた。

この日、久美子さんは「主人は駅のホームの屋根などで石綿建材を加工した。発症すると1日何回も、約5分間せきが止まらなくなつて汗をかき、娘が冬でも扇風機を回すほどだったと振り返った。



たのだから認定してほしい」と話したという。しかし、2011年2月、亡き父の不認定通知が届き、失意のうちに高瀬さんも5月に死亡。10月には高瀬さんの不認定通知が追い打ちをかけた。

光明が見えたのは昨年。不服審査会が相次いで「（不認定の）処分を取り消す」と書いた裁決書を送ってきた。久美子さんは「環境省は、こんなことが二度と起きないようにしてほしい」と求めた。支援した関西労働者安全センターへの相談は（06・6943・1527）へ。

夫らが逆転の救済認定に至った経緯を語る高瀬久美子さん

中央区で

2014年3月14日付 毎日新聞大阪市内版

連載 それぞれのアスベスト禍 その38

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

余命2ヶ月から始まった闘いは 時空を超えて

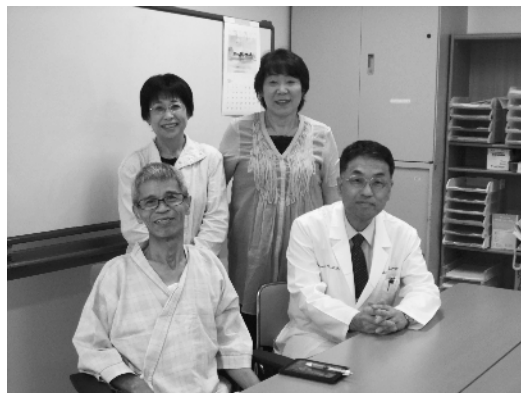
2012年8月、愛媛労働安全センターの白石昭夫さんから「四国在住の中皮腫の患者からセカンドオピニオンについて問い合わせがある」と電話があった。

谷豊博さんは1947年12月に徳島県三好郡池田町馬路（うまじ）で生まれた。そして地元の高校を卒業すると洋食の調理師を目指して京都市に行った。レストランの洗い場等で修行を積み、親方の紹介でいろんな店にも勤務した。しかしそのような中で、たまたま全く違う職種に就いた事があった。

26歳から28歳ごろに一年間、解体業者でアルバイトしたのだ。会社は大阪市生野区田島4丁目にあった吉村興業で、解体の時に出る廃材を運ぶ仕事していた。廃材を集めたのは大阪市内全域に及び、解体したビルは5・6階建てのビルが多かった。新築や改装、解体等で出た廃材を集めて廻わり、鶴見区まで運んでいた。その後吉村興業は急成長して、社名が変わり「(株)ダイカン」になった。会社は鶴見区に移転して、近畿自動車道を走行中に車窓から見えるほど大きな工場を所有している。

当初、谷さんからの相談はセカンドオピニオンの事だった。「2年前の5月に中皮腫になり、片肺全摘出手術を受けました。その後、念願の海外旅行にも行きましたが、再発して今は余命2カ月といわれました。私は今の病院しか診てもらっていません。主治医とは信頼関係がありますが、余命2カ月と聞き、一度でいいから他の病院の診察も受けてみたくなりました」という内容だった。

尼崎安全センターの飯田浩さんに事情を話してアドバイスを受け、山口宇部医療センターの岡部和倫先生に相談した。いつもどおり岡部先生は快く引き受けてくださり、谷さんの電話相談に対応してくれた。その後数日して「明日、宇部医療センターに入院します」と谷さんから電話があった。「え、入



谷さん（前列左）と岡部先生（右）後列右が筆者

院って？」と驚く私に、最初の相談時の声とは別人のような元気な声で「はい、入院して治療をします」と。なんと、余命2カ月と宣告された患者が四国の山奥から山口県の宇部市まで行くのだ。生きて四国に帰れるのだろうか…不謹慎にも、私はそのような不安が頭を過った。

谷さんが宇部医療センターに入院して程なく、白石さんと一緒に谷さんのお見舞いに行った。谷さんから聞いた情報では労災申請の可能性があるので、詳細な聞き取りを行うためだ。訪問した私たちの前に現れた谷さんは、最初の電話からは信じられない位に、元気で顔色も良く、私たちを安堵させた。聞き取りにもしっかりと答えてくれた。

谷さんの話によると「吉本興業には寮があったので20人位で住んでいた。廃材をスコップでトラックの上まで上げる重労働だった。断熱材の入った黄色い袋をビルの上から降ろしていた。青木組、鹿島建設など大手の建設会社の仕事もあった。仕事先の場所にもよるが、一日4回くらい鶴見区を往復した。難波・梅田方面の商業ビルだったが、難波が多かった。自分は体がついて行かなかったので辞めた。その後、コックに戻った」と言っている。

その後白石さんと共に、かつて吉本興業があった場所の近隣の聞き取りに行き、谷さんが証言した場所に吉本興業が存在していたことが判明した。谷さんが語った仕事内容も真実に違いないと確信して、11月に大阪中央監督署に休業補償請求を行った。しかし谷さんは翌年4月、地元の病院で亡

くなった。最後の力を振り絞るかのように、アルバイト時代の石綿曝露を詳細に語ってくれたが、その後労働基準監督署から出された結論は「不支給決定」だった。

谷さんはアルバイトだったから社会保険に加入していなかったため、勤務を証明する証拠が無い。当時の社長や社員の名前を覚えていて、谷さんの証言した通りの人々が今も勤務している。しかし会社側は谷さんの存在を否定している。

監督署の決定通りなら、当時の詳細な勤務状態も名前を挙げた社員の事も、全てが谷さんの作り話だというのだろうか？強大な企業の前には一個人の訴えは届かないのだろうか。監督署の調査に対しても疑問に感じる事案だ。企業にすれば、数十年前に短期間だけ勤務したアルバイトの「ちっぽけな訴え」に過ぎないのだろう。谷さんだけでなく、他にも声を封じ込められている被害者がいるのではないかと懸念する。

余命2カ月と宣告されてから「一か所だけの病院で診てもらって、このまま死ぬのは残念でたまらない。他の病院にも雇いたい」と相談の電話をしてきた谷さん。余命宣告からはるかに長生きし、宇部医療センターで素晴らしい景色を眺めながら療養できることを喜んでくれた。最期は地元の信頼する医師の元に帰り、家族に看取られた。緩和ケアの大事さを改めて感じた。しかし、大企業の非情さと、監督署が被害者救済に向き合う姿勢の軟弱さが浮き彫りになった事例だと思う。大きな課題が残された。

韓国からのニュース

■封切日に3万人突破したサムソン白血病映画くもう一つの約束

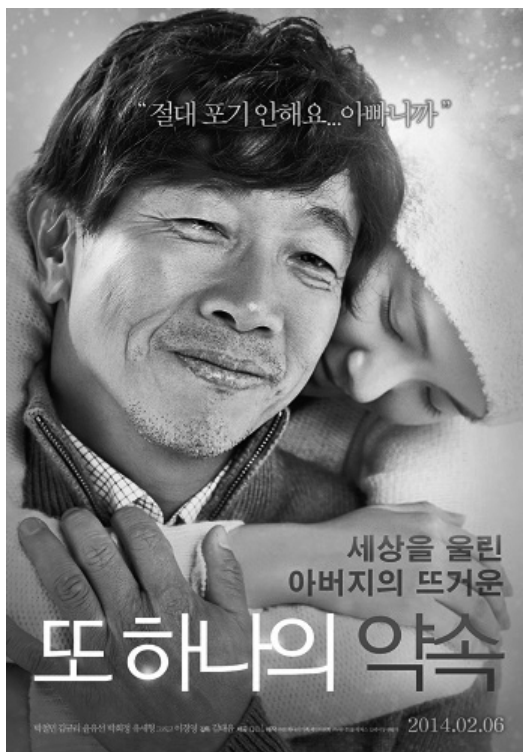
労働界にくもう一つの約束〉を見ようという風が吹いている。封切日に全幹部が映画を観た金属労連は連盟次元で団体観覧を推進中だ。連盟は映画館を借りて上映会を開く一方、傘下の480労組に組合員と一緒に映画を観覧しようという指針を出す。金属労組現代車支部は13日に組合員と団体鑑賞をする。民主労総は14日、60人余りの事務総局幹部が全員で映画を見るためにチケットを購入した。

市民の間でもくもう一つの約束〉を守るキャンペーンが展開されている。上映館を増やすために12日までに集中して前売券を購入しようという提案から、所属組織の団体鑑賞と知人たちとの同伴観覧、SNSに認証ショットを残すなど、多様な動きを見せている。2014年2月10日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■くもう一つの約束〉の上映縮小・団体観覧取り消しを要求／ロッテシネマ、不正取引引き行為で申告される

ロッテシネマが不正取引引き行為で公正取引委員会に申告された。映画館を縮小上映して不利益を与えたということだ。

パノリム、映画製作委員会、民主弁護士会など市民・社会団体は19日にソウル永登浦区のロッテシネマの前で記者会見を行い「上映館メジャー3社のうちくもう一つの約束〉上映に極端な不利益扱いをしたロッテシネマを公正取引委員会に申告する」と明らかにした。これらの団体によれば、くもう一つの約束〉は先月の第4週封切り予定作



「絶対あきらめないで……パノだから」
世の中をを泣かせた お父さんの熱い
もう一つの約束

の前売り率1位、ネイバー検索順位1位を記録した。当時の封切り8作品のうち興行の可能性が最も高い映画と予想された。ロッテシネマは封切り当日、全国21の上映館に配分した。同時期の前売り率9位の映画が92の上映館に配分されたのと対照的である。ロッテシネマはまた、団体観覧のために事前前売りをした金属労組サムスン電子サービス支会に、前売りの取り消しを要求した。人権法学会傘下の団体が団体観覧が可能かを尋ねると、初めには可能だと言ったが後に立場を翻した。

パノリムたちは「徹底した調査で違法な行為を厳しく処断し、今後このような違法

行為が再発しないように(公正取引委が)措置を取るよう」注文した。こうした外圧にも拘わらずもう一つの約束は18日現在、累積観客39万人を突破した。2014年2月20日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■今年労災保険50周年 累積黒字5兆ウォン、労働者に還元を／金属労組研究院

今年で施行50周年を迎えた労災保険の適用比率が、事業体基準で50.7%に止まった。最近5年間の累積黒字が5兆ウォンを記録している労災保険基金を、労働者に還元しなければならないという声が高い。

金属労組研究院は2日『労災保険50年。どこまで来たか』というペーパーで「労災保険の適用対象が2000年から1人以上の全事業場で拡大したが、労災保険の死角地帯が依然として広範囲に存在する」と明らかにした。労災保険は64年7月から施行された。施行当時、鉱業と製造業の500人以上の事業場にだけ適用されたが、2000年7月に1人以上のすべての企業に拡大された。しかし2012年基準で、労災保険の適用を受ける事業場は182万5296ヶ所、適用対象労働者は1554万8423人で、全事業場の50.7%、労働者の83.7%しか労災保険に加入していないのが実情だ。

パク・ジョンシク客員研究委員は「零細事業場の大部分が労災保険の適用を受けられないため」と分析した。労災保険の適用比率が実際よりも誇張されているという指摘も提起された。2012年基準で建設業の労災保険適用対象労働者は278万人なのに、雇用労働部の事業体労働力調査によれば、建設業の総従事者数は105万人に止まっている。建設業の労災保険料の納付を実際の従事者基準でなく、建設工事金額に比例して策定するために、100万人以上の虚数が発生した。実際の労災保険適用対象は1400万人を下回

るという分析だ。

労働者のために使われなければならない労災保険が、あまりにも費用と効率性だけを追求しているという批判も出ている。パク客員研究委員は「勤労福祉公団は2008年から2012年までの5年間で、労災保険料として23兆9850億ウォンを徴収し、17兆8854億ウォンを支給した」。「支給率は71～76%の水準で、公団は5年間で5兆ウォンの基金を積んでいる」と指摘した。続けて「労災保険を民間部門に譲渡するために、労災保険審査基準を強化しているのではないかという疑問を感じるほどだ」とし、「労災保険の死角地帯の解消と、労災立証の責任、業務上災害認定基準の緩和が必要だ」と強調した。2014年2月3日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■安全保健公団、勤労者健康センターを15ヶ所に拡大／50人未満の事業場の労働者に無料健康サービス

安全保健公団が50人未満の小規模事業場で働く労働者に、無料で職業健康サービスを提供する勤労者健康センターを、今までの10ヶ所から15ヶ所に増やすと明らかにした。現在、ソウルと仁川、大邱、光州、蔚山、富川、城南、始興、天安、昌原の、産業団地が密集した10地域に設置されている。労働者が退勤後にもセンターを利用できるように、午前9時から午後9時まで、弾力的に運営される。昨年は3万3千人余りの労働者がセンターを訪ねた。

公団は今年22億ウォンの予算を計上し、センターを新しく運営する5ヶ所の委託機関を公募する。公団は12日、センター運営を希望する病院や機関を対象に説明会を行い、公募を通じて今月中に運営機関を選定する計画である。応募資格は職業環境医学専門医の修練機関に指定された大学病院や

保健管理代行機関といった、産業保健の専門機関だ。2014年2月11日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■鉄道機関士の過労死を労災認定／「交代制勤務・人身命事故の危険に曝露など、過労・ストレスで死亡」

公団・安養支社は、昨年8月に勤務中に死亡した韓国鉄道公社の貨物列車機関士キム・某(49)氏の遺族が提出した遺族手当・葬祭料の支給請求に、労災認定の決定を行ったと明らかにした。公団が鉄道機関士の過労死を業務上疾病と認定したのはきわめて異例。

キム氏は昨年8月1日午後、代替勤務のために事業所に出勤した後、状況室で教育を受けている間に胸の痛みを訴えた。近くの漢方医院で診療を受けている間に意識を失って倒れたキム氏は、大学病院に移されたがまもなく死亡した。解剖検査の結果、死因は急性心筋梗塞だった。家族歴や個人の病歴はもちろん、心血管系疾患もなかった。遺族は過労死と考えて公団に遺族手当・葬祭料の支給を請求した。

公団から業務上疾病の判定依頼を受けた京仁の業務上疾病判定委員会は、交代勤務制という機関士の業務の特性に注目、△キム氏の勤務時間が固定されておらず、勤務の度ごとに変更される交代制勤務を行っていること、△業務の特性上、人身事故などの危険に常に曝露していること、△列車運行時に生理現象の解決が難しい劣悪な環境であること、△休業日なのに代替勤務のため休息できずに出勤したこと、などによる過労とストレスが心血管系疾患の負担要因として作用したと見た。

キム氏の同僚のキム・ハンス鉄道労組・富谷機関車乗務支部長は「仕事自体が不規則で、目の前で死傷事故を体験することが多く、強いストレスを受ける」とし、「故人も

2008年に死傷事故を体験してショックを受けたことがある」と話した。2014年2月20日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■勤務中の義足破損、労災と認定しなければ／人権委、意見書を大法院に提出

国家人権委員会が「障害者である労働者が、勤務中の事故によって義足を破損した場合も労災とするべきだ」という意見書を大法院に提出して注目される。

人権委によれば、2012年に義足を着用した障害者のヤン・某氏は、アパート警備員として勤務中に除雪作業をしていて滑り、義足を破損する事故に遭った。ヤン氏は勤労福祉公団に療養給付の支給を申請した。しかし、公団は身体の負傷でない物的損傷に該当すると判断し、労災申請を受け容れなかった。これに対し、ヤン氏は公団の療養不承認処分決定の取り消しを求めて行政訴訟を提起した。一、二審の法院が公団の主張を受け容れたため、事件は大法院に係留中だ。

これについて人権委は、ヤン氏の事件に関する公団と一、二審の法院の判断を、障害者に対する合理的理由のない差別に該当するとして、大法院に意見書を提出した。

公団と一、二審の法院は義足の破損を『負傷』とは見なかった。しかし、人権委は大法院に送った意見書で「原告の障害の特性と勤労状況を考慮せず、単に義足は辞書的な意味の生物学的な身体ではないという理由で、その破損を負傷に含ませなかった」として、「これは勤労者という同一集団において障害者に不利な結果をもたらす」と明らかにした。例えば、同じ業務をしていて脚や義足に負傷した時、非障害者には労災が認められ、障害者には認められないなどの差別的な結果が発生するということだ。2014年2月27日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者 (翻訳：中村 猛)

2月の新聞記事から

2/5 郵便局員の男性の自殺は、過酷な業務や営業ノルマなどが原因として、遺族が日本郵便を相手に感謝料など約8000万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論がさいたま地裁であった。男性の妻は意見陳述で「毎年転勤希望を出したが、通らなかった。夫は追い詰められて落とされた」と訴えた。男性は平成18年さいたま新都心郵便局で、郵便物の配達などを担当。ミスが大勢の前で反省させられるなどのパワハラを苦に、平成22年12月、同局4階から飛び降り自殺した。

勤務中にくも膜下出血で死亡した女性看護師の遺族が、国に労災不支給処分の取り消しを求める訴訟を山形地裁に起こした。女性は勤めていた酒田市のクリニックで2010年12月に頭痛を訴え、くも膜下出血で死亡。遺族は労災の遺族補償年金などを請求したが、12年3月に庄内労働基準監督署が不支給とした。女性は経験の浅い同僚への指導などで「短期間の過重労働」の状態にあり、転職も考えていたことを挙げ、過重労働だったと主張している。

2/7 建設現場で作業していた電気工の志菅信義さんが中皮腫になり59歳で死亡したのは、元請けの「中央電設」がアスベスト対策を怠ったためとして、遺族が計約7600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は会社に約4400万円の支払いを命じた。中央電設は即日控訴した。志菅さんは1962年に入社。その後下請け業者に移ったり独立したりし06年まで中央電設から工事を請け負い建設現場で働いた。04年に悪性中皮腫を発症し、06年に死亡した。

2/12 居酒屋「庄や」などを運営する大庄は店舗の営業時間の短縮を進めると発表。来店客が少ない時間帯の営業をやめることで、収益性を高め従業員の労働条件の向上につなげる。深夜や昼間の営業を見直したり年中無休の店舗に定休日を設定したりする。一部の店舗を閉鎖して人員の配置転換も行う。大庄は監督官庁から指摘を受けたことを踏まえたものだとしている。

2/13 不合理な事務作業を強いる「追い出し部屋」への異動を拒否し、大学から不当に解雇されたとして、名古屋女子大学教職員組合委員長の山井徳行元教授が、大学を運営する学校法人を相手に地位確認などを求めた訴訟の判決が、名古屋地裁であった。「異動命令は退職に追い込み、反発する者を解雇するのが目的だ」と述べ、解雇を無効と認定した。2011年4月以降未払いとなっている月額約52万円の給与支払いも命じた。越原学園が山井元教授ら組合員5人を恣意的に選んで、教職員研修室での勤務を命じたと指摘した。

「クラレ」工場で働き、アスベストによる肺がんが死亡したとして、仕事を請け負った「山陽断熱」の元従業員の遺族らが両社に損害賠償を求めた訴訟は、山陽断熱が計約1億2000万円を支払う内容で、広島高裁岡山支部で和解した。和解は12日付。原告は元従業員5人の遺族14人と石綿関連疾患で治療中の元従業員2人の計16人。和解協議では、和解金を一括して原告側に支払い、1審で請求を棄却された3人にも分配することで合意した。協議の中で、和解金を支払う山陽断熱へクラレから支援する意向が示されたため、クラレ相手の控訴は取り下げていた。

2/17 居酒屋チェーンを経営する「ワタミフードサービス」の正社員だった女性が過重労働のため自殺したのは会社側が安全配慮義務を怠ったためとして、両親が同社と親会社「ワタミ」の元社長、渡辺美樹参院議員らに約1億5000万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁であり、両親が「ワタミには娘を死に至らしめた責任がある」と意見陳述した。ワタミ側は答弁書で安全配慮義務違反があったことを否定し、請求棄却を求めた。

2/18 京都市こころの健康増進センターは2014年度から、失職中や休職中のうつ病患者の就職・復職支援に乗り出す。軽作業などを行う通所型の専門サービスを提供し、就職相談などに応じる。うつ病患者は勤務先の休職期間満了後に解雇されるケースが多いため、失職者も受け入れ、うつ病患者を職場に戻す事業モデルの構築につなげる。

2/20 長崎県佐世保市消防局の20代の男性消防士が昨年10月、上司にパワハラを受けたことを示唆するメモを残して自殺していたことがわかった。市消防局は上司だった男性消防士長を停職1カ月の懲戒処分とした。消防士は2012年4月に採用され、消防士長が小隊長を務める中央消防署の小隊に配属された。別の小隊に配置換え後の13年10月に市内の山中で自殺した。「消防士長にいじめられている」と話していたことが発覚し、消防士長の名前を挙げ、「絶対に許さない」という趣旨の遺書のようなメモも残っていた。

高知県警は全職員を対象にしたハラスメントに関するアンケート結果で、回答者の24.5%が「ハラスメントを受けた経験がある」と答えた。県警は「対策が不十分だった」としている。こうしたアンケートは全国の都道府県警では初めて。全職員約1980人のうち男性1592人と女性273人の計1865人が匿名で回答。男性の21.6%、女性の41%が「ハラスメントを受けた経験がある」と答えた。高知県警は昨年9月、警察学校内でセクハラをした元教官の男性警部補を懲戒処分にした。これを受け、実態把握のためにアンケートを実施した。

2/24 昨年1月に自殺した岐阜県職員の30代男性の遺族が、上司のパワハラや長時間労働が原因だとして、県に計約1億6000万円の損害賠償を求めた訴訟を岐阜地裁に起こした。男性は2006年に採用され、12年4月から昨年1月7日に自殺するまで、県が所管する医療施設の整備などを担当していた。12年夏ごろから上司2人に仕事上の計画書や報告書の提出が遅いと指摘されるようになり、繰り返し怒鳴られるなどした。また12年9～11月には月の時間外労働時間が120時間を超えたという。

2/27 大阪府の鉄道高架下で文具店を営んでいた男性が中皮腫で死亡したのは店舗内に吹き付けられたアスベストが原因だとして、遺族が建物の所有者である近畿日本鉄道に約7300万円の損害賠償を求めた訴訟の差し戻し審判決が、大阪高裁であった。山下郁夫裁判長は差し戻し前の控訴審と同額の約5900万円を同社に支払うよう命じた。裁判長は吹き付けられた石綿の危険性に認じて「遅くとも1988年ごろには安全性を欠くと認識すべきだった」と判断。中皮腫と死亡との因果関係も認定した。